

入 札 心 得

(全般事項)

- 1 入札は、一般競争入札公告又指名通知で指示した日時及び場所において行う。この場合において、指示された時間に遅刻した者の入札参加は原則として認められない。
- 2 入札参加者は、配布する入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、入札箱に投入しなければならない。
- 3 入札は総額により行わなければならない。ただし、単価によるべきことを別途指示されたときは、その指示による。
- 4 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった価格から消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

(委任状)

- 5 入札者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人に委任状を提出させなければならない。

(入札書の書き換え等の禁止)

- 6 入札者は、入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(入札の取りやめ等)

- 7 入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

- 8 開札は入札終了後直ちに当該入札場所において、入札者を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

- 9 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (ア) 入札に参加する資格のないものが行った入札。
 - (イ) 不正行為が判明した入札。
 - (ウ) 納付を免除されている場合を除き、入札保証金を納付されていない入札。
 - (エ) 入札書の金額、氏名、印鑑又は、重大な文字の誤脱によって必要事項を確認しがたい入札。
 - (オ) その他入札事項に違反した入札。

(落札者の決定)

- 10 落札者は予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者とする。落札者の決定がなされたときは、その場で当該入札者にその旨を発表する。

(くじによる落札者の決定)

- 11 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合入札者はくじを辞退することはできない。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

- 12 開札をした結果、予定価格の範囲内の入札がないときは直ちに再度入札を行う。

(落札の取消し)

- 13 落札決定後落札者に不正行為が判明したときは、落札を取り消すとともに本人に理由を説明する。

(違約金)

- 14 落札者が契約を結ばないとき、又は落札者に不正な行為があつて、落札を取り消したときは入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。